

# 西会津町農業委員会

## 第24回 西会津町農業委員会総会 会議録

開催期日 令和7年8月20日

西会津町農業委員会

## 第24回 西会津町農業委員会総会会議録

### 1 開催の日時及び場所

日 時 令和7年8月20日（水）午前10時00分  
場 所 西会津町役場 大会議室

### 2 招 集 者 西会津町農業委員会会長 江川 新壽

### 3 本日の総会に出席した委員

（農業委員）

会 長 12 番委員 江川 新壽  
会長職務代理者 11 番委員 三瓶 常夫

（農業委員）

1 番委員 五十嵐新正 2 番委員 三留弘法 4 番委員 坂井康司  
6 番委員 新田良一 7 番委員 佐藤健一 9 番委員 赤城タカ子  
10 番委員 武藤佐代子

（推進委員）

5 番委員 高橋光雄

### 4 本日の総会に欠席通告した委員

（農業委員）

3 番委員 岩原 稔 5 番委員 江川政次 8 番委員 星 敬介

（推進委員）

7 番委員 佐藤勘一

### 5 総会に出席した職員等

事務局次長 齋藤 賢  
事務局員 井上 慎人  
農政係主査 古川 祐樹

(開 会)

○議長

皆さんおはようございます。8月に入りまして雨が降り、ほっとしているところでございますが、暑さがまた戻ってくるようですので熱中症にはならないよう気を付けて農業委員会活動にご協力をお願いいたします。時間より少し早いです。全員揃いましたので、これより総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員の定数12名に対して9名が出席しておりますので、会議規則第9条の委員過半数出席により総会は成立しております。

それでは、これより「第24回西会津町農業委員会総会」を開会いたします。

本日の総会次第はお手元に配布したとおりでございます。

○議長

それでは会議次第2. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第30条の規定によりまして、4番・坂井康司委員、11番・三瓶常夫委員をお願いいたします。

○議長

続きまして、会議次第3. 報告事項に移ります。

報告第1号「主要業務報告」については、事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

（主要業務について資料により報告。）

○議長

ただいま報告のありました「主要業務報告」について各委員から質問、意見をお願いしたいと思います。

○議長

ございませんか。それでは無いようですのでこれで質疑を終わります。

○議長

続きまして、会議次第4. 付議事件に移ります。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題といたします。

○議長

それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（一時転用）

○議長

事務局の説明が終わりました。続いて現地調査をされた推進委員より報告を求めるところですが、佐藤勘一推進委員が本日欠席のため代わりに4番坂井康司農業委員に報告を求めます。

○4番 坂井康司 農業委員

8月7日木曜日に現地調査を行いました。

調査結果の詳細につきましては事務局から説明がありましたとおりであり、工事現場の真下に当該申請地があり、当該申請地を通らないと工事現場に行けないといった位置関係があります。工事に使用する場所は自己保全となっている場所ではありますが、稲刈り後に使用し工事完了後には現状復旧するとの事であり一時転用する事による影響は軽微であり、問題ないと考えます。

○議長

只今、事務局並びに4番坂井康司委員からの説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。

○議長

質問ございませんか。それではなしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に移ります。討論ございませんか。

○議長

討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決いたします。

それではお諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を議題とします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（齋藤事務局次長）

資料を基に説明（一時転用）

○議長

事務局の説明が終わりましたので、続きまして現地調査をされました高橋光雄推進委員に報告を求めます。

○5番 高橋光雄 推進委員

議案第2について報告いたします。8月7日に現地調査を行いました。

詳細については今ほど事務局から説明があったとおりであり、高速道路4車

線化工事をするにあたり、当該地区は山間部であることから当該申請地を利用することはやむを得ないと判断いたします。また、周辺の農地も耕作されておらず、一時転用した場合も排水処理などの対策はしっかり行うとの事であり、一時転用をする事により与える影響は軽微であり問題ないと考えます。

○議長

はい、只今事務局並びに現地調査をしました高橋推進委員の報告が終わりました。それではこれより質疑に入ります。

○議長

質問ございませんか。

質問なしと認めます。これで質疑を終わります。

それではこれより討論に移りますが討論ございませんか。

(討論なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これより議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について」を採決いたします。それではお諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について」は原案のとおり承認されました。

○議長

続きまして、議案第3「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」を議題とします。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局（齋藤事務局次長）

46頁をご覧ください。

議案第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する構想」の変更に係る意見について。農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、「西会津町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更について委員会の意見を求める。令和7年8月20日提出。西会津町農業委員会会長江川新壽。

この当該市町村が農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を定めようとする場合、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条において市町村が基本構想を定めようとするときには農業委員会の意見を聴かなければならないとなっており、これにより委員会に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見」を求めるものであります。

細かいところにつきましては農政係の方から説明いたします。

○議長

続きまして町農林振興課より説明を求めます。

○農林振興課 古川祐樹 主査

資料を基に説明（農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想）

○議長

事務局並びに農林振興課の説明が終わりました。それではこれより質疑を行います。

○議長

質問ありましたらお願いいたします。

○9番 赤城タカ子 農業委員

59頁ですが、トルコギキョウは今現在、西会津ではどのような作付けになっているかお聞かせください。なんか、施設のここに示されているんですが、資本装備ですか。トラクターと防除機とかいろいろ書かれているんですけど。

現在どのような状況で作付けされているか。もし将来的にそういうものもやりたいという若者がいれば、そういう事例の見学にもなるんでしょうし。そういったことちょっとわかれば分かる範囲で教えていただきたい。

○農林振興課 古川祐樹 主査

トルコギキョウにつきましては、そもそも58頁、59頁はこれからの目標部分の記載でトラクターや防除機などを使ってトルコギキョウを栽培している方が今のところ西会津町ではいらっしやらないと思うんですが、ただ奥川の方では少しトルコギキョウを栽培してます。詳しくどのような作付けをしてるかまでは存じあげていません。いずれにしろ花卉のほうは町としても、高付加価値のある作物を作っていきたいという考えもありますので、これから花卉の方にも少しずつ力を入れていきたいとの考えから今回目標の中に記載させていただいたところでございます。

○9番 赤城タカ子 農業委員

いま質問したのは高齢者になると、キュウリとかトマトとかそういう人達が無理になってる。花の方に移行できるのかとちょっと質問した次第です。

○議長

その他ございませんか。

なければこれで質疑を終わります。これより討論に移りますが討論ございませんか。

(討論なしの声あり)

○議長

討論なしと認めます。

それでは、お諮りをいたします。議案第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」

本件に対する意見書については「異議なし」で回答する事にご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。したがって議案第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」は「異議なし」で回答する事にいたしました。

○議長

以上で本日の付議事件はすべて終了いたしました。

続きまして次第 5. その他 に移ります。

○議長

「(1) 当面の日程について」事務局から説明を求めます

○事務局 (齋藤事務局次長)

資料を基に説明

○議長

続きまして「(2) 次回総会開催日について」事務局から説明を求めます。

○事務局 (齋藤事務局次長)

(事務局より説明)

○議長

次回総会については9月24日水曜日、午前10時、3階の大会議室で行うという事です。よろしくお願いいたします。

○議長

「(3) その他」に移りますが皆さんから何かございましたらお願いします。

○議長

何かございませんか。事務局、何かございませんか。

議長

なければ、以上で予定されておりました案件は全て終了いたしました。

これで「第24回西会津町農業委員会総会」を閉じます。お疲れ様でした。